昭和四年四月十五日第三種郵便物認可母週火、金曜日発行(但休日に当るとざは至日)

♦規則 目

次

規

鳥取県税条例施行規則

則

昭和三十五年九月一日

鳥取県税条例施行規則をここに公布する。

鳥取県知事 石

破

=/

朗

鳥取県規則第四十号

鳥取県税条例施行規則

鳥取県税条例施行規則(昭和二十九年六月鳥取県規則

第二十七号)の全部を改正する。

目 次

第一章

則

第一節 通 則 (第一条―第四条)

第二節 賦課徴収(第五条—第三十条)

第二章 普通税

第一節

県民税(第三十一条—第三十五条)

第三節 第二節 事業税 (第三十六条—第三十七条) 不動産取得税 (第三十八条—第三十九条)

第四節 娯楽施設利用税(第四十条—第四十三条)

第五節 遊興飲食税 (第四十四条—第四十九条)

第六節 自動車税(第五十条)

第七節 区 税 (第五十一条)

第三章 目 的稅

附 則

第一節

軽油引取税(第五十二条)

第一章 総

第一節

第一条 次の各号に掲げる者は、 鳥取県税条例(昭和二

(徴税吏員)

う。)第二条第一号に規定する徴税吏員を命ぜられた

·九年五月鳥取県条例第二十六号。

以下

「条例」

بح 15

第四条

所長は、

条例第二十八条の規定による異議の申

立書の提出があつたときは、直ちにその事実を調査の

(納税証明書)

県税に関する犯則事件の調査

徴収金にかかる滞納処分

第三条

県税事務所長

(以下「所長」という。)

は、

例第二十八条の二第一項の規定による請求書の提出が

あつた場合においては、第一号様式による納税証明書

(異議申立の進達)

を交付しなければならない。

報 (号外) 第31号 2 取 県 公 鳥 昭和35年9月5日 月曜日

なう質問又は検査

金」という。)の賦課徴収に関する調査のために行

2

条例第二条第二号に規定する徴収金(以下「徴収

なうものとする。

第二条

前条の徴税吏員は、

次の各号に掲げる職務を行

県税事務所に勤務する吏員

総務部財政課税制係に勤務する吏員

第二節 意見を付して知事に進達しなければならない。 賦課徴

うえ、

(調査決定)

第五条 続をしなければならない。 二号様式による調査決定決議書により、 所長は、徴収金を徴収しようとするときは、 徴収決定の手

る金額について徴収決定の手続をしなけれ ときは、その事由に基づく増加額又は減少額に相当す 決定した金額を変更しなければならない事由が生じ 前項の徴収決定の手続をした後において、その徴 ば な 6 73

()

第六条 2 代表者の届出の文書は、第三号様式のとおりとする。 五号。以下「令」という。 令第二条第五項に規定する代表者指定の通知の文書 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十)第二条第二項に規定する

×

(相続人の代表者の指定等)

(第二次納税義務者に対すを納付又は納入の通知書等) は、 第三号様式の二のとおりとする。

第七条 又は納入の通知書は、 「法」という。)第十一条第一項に規定する納付 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。 第四号様式のとおりとする。

法第十一条第二項に規定する納付又は納入の催告書 第四号様式の二のとおりとする。

(繰上徴収の告知)

公

第八条 する旨の文書は、第五号様式のとおりとする。 令第六条の二ただし書に規定する納期限を変更

鳥 取 県

月曜日

第九条 (強制換価の場合の軽油引取税の徴収に関する通知) 令第六条の三第一項に規定する執行機関に対す

2 納税者に対する通知の文書は、 る通知の文書は、 令第六条の三第二項に規定する特別徴収義務者又は 第六号様式のとおりとする。 第六号様式の二のとお

昭和35年9月5日

りとする。

(担保権付財産が譲渡された場合の徴収

令第六条の六第一項に規定する質権者又は抵

当

3

権者に対する通知の文書は、 第七号様式のとおり とす

号様式のとおりとする。 令第六条の六第二項に規定する交付要求書は、 第八

第十一条 令第六条の七に規定する仮登記権利者に対す (担保の目的でされた仮登記がある財産の差押の通知) る通知の文書は、第九号様式のとおりとする

(譲渡担保権者等に対する告知書等)

第十二条 に対する告知書は、第十号様式のとおりとする。 令第六条の八第一項に規定する譲渡担保 権者

義務者に対する通知の文書は、 りとする。 令第六条の八第二項に規定する納税者又は特別徴収 第十号様式の二のとお

(徴収猶予の手続)

第十三条 五条の三の規定により徴収の猶予を受けようとする者 の事項を記載した申請書を所長に提出しなけ 法第十五条第一項若しくは第二項又は法第十 n

額

前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金

三

前項第四号及び第五号に掲げる事項に相当する事

納付すべき県税の年度、

税目、

納期限及び金額

の期間

その券面金額が納付又は納入の目

的である徴収金の

合

5

人が納付又は納入

の委託をする者で

るときは、

月曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第31号

計額をこえない額のものとする。 記載 において「所在地の金融機関」という。)を支払人 手形交換所に準ずる制度を利用している再委託金融 を受取人とする記名式のもの及び振出人が納付又は 又は納入の委託をする者であるときは知事又は所長 とし、再委託金融機関の名称(店舗名を含む。)を 機関と交換決済をしうる金融機関を含む。 加入している手形交換所に加入している金融機関(微税吏員が委託を受けた有価証券を再委託する当 した特定線引の小切手であつて、振出人が納付 以下 「再委託金融機関」とい

以下本条

0

j_o

が

は所長にあて取立のため裏書をしたもの 為替手形であつて、 所在地の金融機関を支払場所とする約束手形又は (自己あてのものに限る。 約束手形にあ)にあつては支払 つては振出人、為

納入の委託をする者以外の者であるときは、

知事又

報 (号外) 第31号 月曜日 鳥 取 県 公

> Ξ る場合には、その分納金額及びその納付すべき期限 担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及 号に掲げる担保の種類、 び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき る場合には、 徴収の猶予を受けようとする金額が五万円をこえ 分割納付の方法により徴収の猶予を受けようとす 徴収の猶予を受けようとする理由及びその期間 提供しようとする法第十六条第一項各 数量、 価額及び所在(その

2 所長に提出しなければならない。 を受けようとする者は、 法第十五条第三項の規定により徴収縮予期間の延長 徴収猶予期間の延長を受けようとする県税の年度 次の事項を記載した申請書を

税目、納期限及び金額 徴収縮予期間の延長を受けようとする理由及びそ

> 3 法第十五条第四項(法第百二十二条の二第二項及び

む。 第七百条の二十一第二項において準用する ばならない。 知は第十一号様式の二による不承認通知書でしなけれ 知は、第十一号様式による承認通知書で、 の規定による徴収猶予又は期間延長の承認の通 不承認の通 場合 を含

なければならない。 の取消の通知は、第十一号様式の三による通知書でし おいて準用する場合を含む。 法第十五条の四第三項(法第百二十二条の第二項に)の規定による徴収猶予

(納付又は納入委託に使用できる証券)

第十四条 する場合を含む。 の二第二項及び第七百条の二十一第二項において準用 次に掲げる小切手、 法第十六条の二第一項前段 \cup の規定による知事が定める有価証 約束手形又は為替手形で、 (法第百二十二条

きは、 替手形(引受のあるものに限る。 記載のあるもの及び約束手形にあつては振出人、 事又は所長を受取人とし、 人が納付又は納入の委託をする者以外の者であると 知事又は所長にあて取立のため裏書をしたも かつ、 指図禁止の文言の)にあつては支払 為

三 為替手形であつて、その取立が特に確実と認められ 払場所とする前二号に掲げる小切手、約束手形又は かつ、再委託金融機関を通じて取り立てることがで きるもの 所在地の金融機関以外の金融機関を支払人又は支

(換価の猶予に伴う手続)

第十五条 十五条第四項前段の規定による換価の猶予又は期間延 長の通知は、 ならない。 法第十五条の五第三項において準用する法第 第十二号様式による通知書でしなければ

2 の 法第十五条の六第二項において準用する法第十五条 四第三項の規定による換価の猶予の取消の通知は

17

昭和35年9月5日

報 (号外) 第31号 取 県 公 月曜日 鳥 3

第十六条 法第十五条の七第二項の規定による滞納処分 (潜納処分の停止に伴う手続) ればならない。 の停止の通知は、

6

第十二号様式の二による通知書でしなけ

n

ば

な 5

な

なければならない。 の取消の通知は、第十三号様式の二による通知書で 法第十五条の八第二項の規定による滞納 処分の停止

様式の三による通知書で滞納者に通知しなければなら の納付又は納入の義務を消滅させたときは、 所長は、法第十五条の七第五項の規定により徴収金 第十三号

(保証書)

第十七条 (保全担保の提供命令等) を証する文書は、第十四号様式のとおりとする 令第六条の十第三項に規定する保証人の保証

令第六条の十一第一 項に規定する保全担保

> 2 旨の文書は、 提供を命ずる文書は、 法第十六条の三第四項に規定する抵当権を設定する 第十五号様式の二のとおりとする。 第十五号様式のとおりとする。

3 保全担保解除通知書で当該特別徴収義務者に通知する より担保を解除したときは、 所長は、法第十六条の三第六項又は第七項の規定に 第十五号様式の三による

第十三号様式による通知書でしなけ

(保全差押の通知等)

ものとする。

第十九条 額の通知の文書は、第十六号様式のとおりとする。 法第十六条の四第九項に規定する交付要求は、 令第六条の十二第一項に規定する保全差押 第十

六号様式の二による交付要求書でするものとする。 所長は、 前項の交付要求をしたときは、 納税者又は

六号様式の三による交付要求通知書で通知しなければ 特別徴収義務者及び差押財産の権利者に対して、第十

(過誤納にかかる徴収金の取扱)

ならない。

第二十条 所長は、 法第十七条又は第十七条の二第 __ 項

11

収証書用紙及び収納現金引絲簿に綴り番号及び引渡枚 現金領収証書用紙を交付させなければな

又は

数を記載し、

徴税吏員は、

2

による県税領収証書を納人に交付しなけれ 松証書を納人に交付しなけれ ば な ら な徴収金を領収したときは第十九号様式

第二十二条 出納員にこれを引き継がなければならない。 現金領収証書用紙を添付して、収納の日又はその翌日 継額を記載し、第十九号様式による領収済報告書及び 収証書用紙及び収納現金引継簿に使用枚数及び現金引 徴税吏員が現金を領収したときは、現金領

に払い込まなければならな 号様式による現金払込決議簿にこれを記載し、 一号様式による現金払込書により直ちに現金を県金庫 出納員は、前項の現金引継を受けたときは、 第二十 第二十

第二十三条 状を発付するときは、 所長は、 条例第二十五条の規定により督促 第二十二号様式に よる滞納整 理

通知書を受けた場合又は既納の徴収金のうち過納又は 充当するときは、当該納税者又は特別徴収義務者に対 により通知するものとする。 若しくは第二項の規定により過誤納金を還付し、 し、第十七号様式による過誤納金還付(充当)通知書 納税者又は特別徴収義務者は、前項の過誤納金還付

の限りでない。 過誤納金の額が五千円以下である場合においては、 その過納又は誤納にかかる徴収金の還付を受けようと 誤納にかかるものがあることを発見した場合において するときは、 より、 第十七号様式の二による過誤納金還付請 所長に請求しなければならない。ただし、

3 ない。 通知は、 令第六条の十三第二項の規定による還付又は充当の 第十七号様式による通知書でしなければなら

(現金領収の手続)

第二十一条 するときは、 所長は、 出納員をして第十八号様式による現金領 徴税吏員に現金を領収させようと

第二十四条

(差押物件の取扱)

第二十七条 所長は、 (徴収の引継)

納税者又は特別徴収義務者が督促

を受けても徴収金を完納しない場合において、差し押

えるべき財産又は差し押えた財産がその管轄区域外に

あるときは、その財産の所在地を管轄する所長に徴収

付しなければならない。

ようとするときは、その吏員に前項の滞納整理票を交

所長は、徴税吏員に滞納にかかる徴収金を徴収させ

第二十五条

第二十六条

所長は、

法第二十条の四第一項の規定に

ょ

(徴収嘱託

2

票をあわせて調整しなければならない。

り徴収を嘱託しようとするときは、第二十四号様式に

よる県税徴収嘱託書によりこれをしなけれ

ば なら

な

取 県 公 報 (号外) 第31号 鳥 月曜日

> の引継をすることができる。 前項の引継は、第二十五号様式による徴収引継書に

関係書類を添付してしなければならない 第一項の引継を受けた所長は、すみやかに、 当該引

げればならない。 金について、第五条の規定により減額の手続をしなけ 第一項の引継をした所長は、当該引継にかかる徴収

決定の手続をするとともにその旨を滞納者に通知しな

継にかかる徴収金について、第五条の規定により徴収

4

ればならない。

(徴収金を郵便振替貯金の方法で払い込む場合の手続) 引継処理簿により所長に引き継がなければならな を引きあげたときは、第二十三号様式による差押財産 むべき県税事務所所在地の県金庫又は支金庫の口座に 便振替貯金の方法によつて払込む場合は、その払い込 にその受払を記帳させなければならない。 払い込まなければならない。 所長は、前項の規定により差押財産の引継を受けた 出納員にこれを保管させ、 条例第九条第二項の規定により徴収金を郵 徴税吏員は、 差押をした動産及び有価証券 前項の引継処理簿 ्र 3 2

ときは、

10 E

(納期限延長に関する手続)

第二十八条 その認否を決定し、延長を認めないときはその旨を、 る納期限延長の申請書を受理したときは、すみやかに、 所長は、条例第二十三条第三項の規定によ

報 (号外) 第31号

知しなければならない。 延長を認めたときは次の各号に掲げる事項を本人に通

延長を認めた税目、 期 月

別及び税額

取 県 公

前各号に掲げるもの 延長を認めた納期限 のほか、 知事において必要が

あると認める事項

鳥

(公示送達書)

月曜日

第二十九条 条例第二十条の規定による公示送達は、

> + 九

遊興飲食税領収証用紙検印押なつ簿

遊興飲食税領収証用紙受払簿

二十六号様式による公示送達書を掲示してするものと

(賦課徴収等に関する帳簿)

昭和35年9月5日

第三十条 号に定める帳簿を備えこれを整理しなけれ 所長は、 県税の賦課徴収等に について、 ば な 次の各 5

_____ Ξ 県税台帳 一人別徵収簿

四 県税外合計徴収簿 県税合計徴収簿

特別徵収義務者登録簿

Ŧî.

利用券引換券用紙受払簿利 用券 用 紙及び受払簿

利用券引換券 使用状況簿利 用 券 及 び使用状況簿

七

利用券引換券用紙検印押なつ簿利 用券 用 紙及び検印押なつ簿

八

+= + 軽油引取税免税証整理簿 免税軽油使用者証整理簿

十三 徵収猶予整理簿

換価猶予整理簿

13

十四四

滞納処分停止整理

第三十五号様式 第三十四号様式 第二十八号様式 第二十七号様式

第二十九号様式

第二十九号様式の二 第三十号様式

第三十一号様式

第三十一号様式の二

第三十一号様式の三 第三十二号様式

第三十三号様式の二 第三十二号様式の二 第三十三号様式

第三十六号様式

四

二十四

2

が定める。

二十三 二十二 二十 十九

七

県税徴収受託簿 県税**徴**収嘱託簿

第三十八号様式 第三十七号様式

第三十二条

(県民税の所得割の課税総額算定額の承認申請書)

市町村は、条例第三十三条第四項の規定に

00013 果公報 (号外)第31号 10

> **徵税令書等発付決議簿** 納付(納入)受託証券整理簿 還付金整理簿 兼滞納整理票回生督促状発付決議等 犯則者通告処分台帳 異議申立受付件名簿 付簿 第四十二号様式 第四十一号様式 第四十号様式 第三十九号様式

> > 第三十三条 市町村は、第四十八号様式による徴収整理

調定額、徴収済額及び県金庫への払込額そ

(個人の県民税にかかる徴収整理簿の備付)

認申請書を提出しなければならない。

認を受けようとするときは、第四十七号様式による承 よる県民税の所得割の算定課税総額について知事の承

第四十五号様式 第四十四号様式 第四十三号様式

前項に規定する帳簿の取扱いについ 犯則者処分猶予台帳 ては、 別に知事

第二章 普

第一節 県 民 税

(県民税の所得割の課税総額の通知書)

第三十一条 でするものとする。 割の課税総額の通知は、 条例第三十二条の規定による県民税の所得 第四十六号様式による通知書

2 の他必要な事項を記載しなければならない。 簿を備え、

第三十四条 (個人県民税の払込)

ばならない。

定によるあん分率によつてあん分した額によらなけ

)によるあん分率によつてあん分した額によらなけれ前項の規定による徴収済額の記載は、令第八条の規

様式による県民税払込通知書で所長に通知しなけ ならない。 より個人の県民税の払込みをしたときは、第四十九号 市町村長は、法第四十二条第三項の規定に れば

(個人の県民稅の賦課徵収に関する報告書)

14

第三十五条 ものとする。 る市町村長の報告書は、 条例第三十七条及び第三十八条の規定によ 次の各号に定める様式による

条例第三十七条第二項の報告 条例第三十七条第一項の報告 第五十一号様式 第五十号様式

条例第三十七条第四項の報告

条例第三十八条の報告

第五十二号様式 第五十三号樣式

第二節 事 業

(所得区分経理の承認)

第三十六条 ばならない。 は、第五十四号様式による承認申請書を提出しなけれ 分計算の方法又はその変更の承認を受けようとする者 法第七十二条の二十第三項の規定により区

2 これを審査のうえ承認又は不承認の決定をし、 所長は、前項の規定による申請書を受理したときは 申請者にその旨を通知しなければならな (, 遅滞な

(法人の事業税の申告納付期限の承認)

第三十七条 地方税法施行規則 (昭和二十九年

> る通知書で通知しなければならない の決定をし、遅滞なく、申請者に第五十五号様式によ 総理府令第二十三号)第四条の規定による申請書を受 理したときは、 その適否を調査のうえ承認又は不承認

第三節 不動産取得税

(不動産の価格等の通知)

第三十八条 ならない。 の通知は、 第五十六号様式による通知書でしなければ 条例第六十六条の規定による不動産の価格

第三十九条 課税台帳に登録された不動産の価格等の通知は、 十七号様式による通知書でしなければならな 条例第六十六条の二の規定による固定資産 ८२ 第五

第四節 娯楽施設利用税

(等級決定の通知)

第四十条 でその旨を通知しなければならない。 等級を決定したときは、 所長は、条例第七十九条第四項の規定により 第五十八号様式による通知書

(特別徴収義務者の指定)

00021 報 (号外) 第31号 12 鳥取県公 第四十一条 第四十二条 (利用券用紙交付申請等の書類) 付申請及び返納に関する書類の様式は、 付してしなければならない。 収義務者の指定は、第五十九号様式による指定書を交 \equiv めるところによる。

娯楽施設利用税にかかる利用券用紙等の

交

ならない。

次の各号に定

第五節

遊興飲食税

条例第八十一条第二項の規定による特別徴

猶予、

ていること若しくは天災その他やむを得ない事由によ

滞納処分の停止若しくは換価の猶予が行なわれ

るものであることを証する証明書の交付を申請したと

きは、第六十一号様式による証明書を交付しなければ

利用券引換券用紙返納書利 用 券用紙返納書 利用券引換券用紙交付申請 書

第六十号様式の二

特別利用券引換券 第六十号様式の三特 別 利 用 券発行承認申請書

(証明書の交付)

第四十三条 号)第二条第三項の規定による許可の更新を求める場 合において、娯楽施設利用税を納付し若しくは納人し が風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第 百 二十 二 たこと又は滞納にかかる娯楽施設利用税について徴収 所長は、 条例第七十七条の施設の経営者等

1 1

1

第六十号様式 第四十四条

(旅館に類する場所の指定)

知は、第六十二号様式による指定書を交付してするも 条例第九千四条の二第三項の規定による通

(飲食店、 のとする。 喫茶店等における遊興飲食税の免税の場所の

第四十五条 指定) 知は、 第六十二号様式の二による指定書を交付してす 条例第九十四条の三第四項の規定に よる通

(特別徴収義務者の指定) るものとする。

第四十六条 よる特別徴収義務者の指定は、 条例第九十七条第二項又は第三項の規定に 第六十三号様式による

(条例第百一条の二の規定による場所の指定) 指定書を交付してしなければならない。

第四十七条 ものとする。 は、第六十二号様式の三による指定書を交付してする 条例第百一条の二第二項の規定による通知

(チケットを使用する場所の指定)

第四十八条 とする。 第六十二号様式の四による指定書を交付してするもの 条例第百三条第二項の規定による通知は、

(条例第百五条の規定による場所の指定)

第四十九条 第六十二号様式の五による指定書を交付してするもの 条例第百五条第二項の規定による通知は、

とする。

第六節 自動車税

(証明書の交付)

13 昭和35年9月5日

第五十条 第百八十号)第九十七条の二第一項の規定によつて自 動車の所有者が現に当該自動車に 所長は、 道路運送車両法 (昭和二十六年法律 かかる自動車税を滞

> る証明書を交付しなければならない。 証明書の交付を申請したときは、第六十四号様式によ の他やむを得ない事由によるものであることを証する していないこと又はその滞納していることが天災そ

区

(証明書の交付)

第五十一条 二十六年通商産業省令第二号)第四条の二又は第二十 様式による証明書を交付しなければならな を滞納していないこと又は鉱区税を滞納していること 条第四項の規定によつて当該試掘鉱区にかかる鉱区税 を証する証明書の交付を申請したときは、 が天災その他やむを得ない事由によるものであること 所長は、試掘権者が鉱業法施行規則 第六十五号 (昭和

第三章

軽油引取税

(特別徴収義務者の指定)

第五十二条 徴収義務者の指定は、 条例第百四十二条第二項の規定による特別 第六十六号様式による指定書を

月曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第31号 14 昭和35年9月5日 2 3 他の行為とみなす。 則」という。)の規定によつてした手続その他の行為 和二十九年六月鳥取県規則第二十七号。 交付してしなければならない。 調整をして使用することができる。 は、この規則の相当規定によつてした相当の手続その この規則による改正前の鳥取県税条例施行規則(昭 旧規則に定める様式による用紙は、 この規則は、公布の日から施行する。 当分の間所要の 以下「旧規

.

1

Ei

1.7

1.3

昭和35年9月5日

月曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第31号 16 第二号様式 No. 調査決定決議書 昭 和 * 日 月 下記のとおり調査決定してよいか伺います。 収支命令者 出納員 係 長 議 主 査 合 徵年 収月 決日 定印 年 度 昭 和 年 度 金 会計名 一 般 会 計 款 ¥ 項 目 額 節 納付場所 納期限 上記金額の内訳は、別紙一人別調書のとおり。 告知書発付年月日、区分 県税税外合計徵収簿 一人別徵収簿 整 事 理 項

		•		1	 							da)
県税事務	昭和	上記のとおり、被相続人に対する県税の賦課劉収等の書類を受領するための代表者を定め(変更し)ましたから、届け出ます。	大炭			伊潘米や今は	相 流 人			(包括遺贈者を含む。)	H	第三号様式
東東	年月	人に対する県積		展					凩		用	相続人
	日相続人連異	党の賦課徴収等の冒		名 (名 奏)			,	~	名(名 赘)		各	代表者指定
. 民	用 用 用 名 名 名	類を受領する		莊					庄		死亡	(変更) 届出
		ための代表者を定め(所 (所在地)					所 (所在地)		時の住所	叫
	•	(変更し)ましたから	-	鰮					続柄相		死亡年	
(4)	8 9	、届け出ま		番号					· 分			

\$1 '

1,3

第		号		4	納	付	(納	ス)	通	ļ	知	書		
第.	二次》	內税義	務者	てはも	呆証人					昭和	Ι.	年	月		日
,	住 ()	星) 所							県和	兑事科	新	旻			
	Ē	£			名	殿				氏				名	ĒD
Ø	滞納金	金額の	55	下言	己の金	額を) の第 納付し 付 (納	なけ	れり	ずなら	ない	いこと			
納税	住((居)	折												
者	氏.	2	名												
滞	年度	税目	納斯限	税	額胃	子 促 三数料	延金	滞	加算	金額	延算	滞加 金額	滞如分	納書	備考
納					円	円	法律にる金額	よ			法律		法律にる金		
金			1				法律に	円				F		円	-
額							る金額				る金	え額	法律にる金額	額円	
0	滞納	脱者(金額の 入)す	うち	· 35		納	納付		入)	の期	限	l	付(約		場所
						円	昭和	年	i.	月	日	鳥取	【集金】	車叉に	は郵便局
	務)	納税義を負		. ,,											
備															
考						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
備	考1 ₂	す。					た金額 格B列				事	作成。	り日ま	での	もので

昭和35年9月5日 月曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第31号 18

	名	県税事務所長 氏	VIII.		(相続人の氏名) 殿
			月日	年	昭 和
、第九条の	したから、地方税法	上記のとおり、被相続人に対する県税の賦課衡収等の書類を受領するための代表者を定めましたから、地方税法第九条の二第二項の規定により通知します。	県税の賦課徴収等の書類さ	人に対する 通知します	上記のとおり、被相続 二第二項の規定により
					代表者
洲	備	住 所 (所在地)	名(名 称)	凩	指定した相続人の
				,	
					(包括受遺者を含む。)
					相続人
校	売	住 所 (所在地)	名(名 務)	凩	
					話遺贈者を含む
Я	死亡年	死亡時の住所	20	凩	新 相 赫 人
-		者 指 定 通 知 書	相続人代表		第一号
					界二 方 様 込 つー

17

(**)**

第 号			納	期限	変	更	告	知	書	
納税者又は	住 所									
特別徵収義務者	氏 名								-	
変更納期限	昭和	1	年	月		日	\$	Ć	-	,
税 月	期別	税	額	徴税分 等 番	書台	納	期	限	摘	要
昭和 年度				О Д	-					
昭和 年度							*			
昭和 年度										
納 付 場	所								*.	
地方税法第十三 ま す。	条の二第	; -	号に該	当するの	つで 、	上記	! の ?	とお	り納期限を	を変更し
昭和	年 月		日							
·			県	税事務	听長					FI
							•			
-										

昭和35年9月5日 月曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第31号 20

第 号	納	付	(納 入)	催	告	書	
納 税 者	住 所			-			1000
特別徵収義務者	氏 名			į.			
上記納税者(特別 に係る第二次納税 保証人)として紹 べき金額	義務者(ダ	は	Total of the second second second				円
上記の金額は	さきに納付	(納入)	通知書で	で通知し	ました	が、まだ納ん	4. /
(納入) があり	ませんので	、至急	衲付(納 ク	いして	下さい。	0	
•			i.				
本状発付	昭 和	年	月	日		*	
	県	税 事 移	所 長				
		J	艾	***		名 即	
			,				
備考 用紙寸法は	郵便はがき	大とする	5.				

		強制技	奥価の均	場合の軸	圣油引	取移	色の徴収	通知書	•		
納利	兑 者						昭和	Π 1	年 月	E	
	住 (居) 所						Ī	具税事	务所長		
	氏		名	殿				氏.		名	A
	の軽油が強その代金の								三第一	項の規	定に
特別復	數収義務者	住(周	引 所								
納	税 者	氏	名								
	財産の名	称等	性	質	数	量	税	目	税率	税	額
強制	-										
換価手											
続に付				×					,		
制換価手続に付されている軽油及び税額											
る軽油											
及び税										,	
額					o						
劫谷	機 関 名					差	押年を	月日	-		

00031 月曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第31号 22 昭和35年9月5日

		強制技	奥価の り	易合の	軽油引	川取移	色の黴	収通知	彗		
執行	機関名							昭和	年	月	日 .
	官氏			名	殿			県税事程	务所長		
								氏		名	A
三第	で強制換価 一項の規定	により.	. 売却作								
寺別得	数収義務者	住(是	引 所								
納	税 者	氏	名								
	財産の名	添 等	性	質	数	量	税	目	税率	税	額
強					İ			<i>y</i> , - 1			l
強制換価手続に付されている軽油及び税額											
手続に											
付けさ		····	1						1.	1	
れてい											
る軽	,		-			•					
油及び		and anything of the control buildings		·					Ì		
税額											
									1		

7

				地	方税法第	第十₽	5条の一	十六に	よ る 多	於付要求	書			
	要求	先の	執行	機関	名 殿				取		年 移所县	月 ē	日	Ger.)
					十六第3 領のらせ		-						名 组保権:	面 当が
SH+ 4	(if1 .=tz.	住	(居	所					-					
ras n	內 者	氏		名						,				
滞	年度	税	目	納期	限税	額円	督 促 手数料	延 金 法律		I算金割				見る
納						. 1 .	1-	る金		_ 1,	る金額		る金額	
金額								法律る金		~~~~	法律の	こよ 領 円	法律に る金額 ~~~~	
徽 金	収額		地方	デ税法 マナ六	第十四第二項	条の 第二	十六第三号の金	二項第 額」を	ラーラム ・差し	の金額」	 から 金額	「地	 方税法	第十
交	辛													
変付要求に	垂又は事件 			/										
交付要求に係る	至又は事件名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			月 日	1 昭	和		年		月		 日		
交付要求に係	・		年	7	昭			年		月		日		
交付要求に係る財	・	差 押 有	年	7	.		所	年	氏			名	登記	
交付要求に係る	・	差 押 有	年者	7	(居) 於		所	年	氏		氏;	名		
交付要求に係る財 担保権	産又な事件名 L. *****	整 押	年者住	住	(居) 於	Ť					氏 :	名	登記	順位

昭和35年9月5日 月曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第31号 24

0
1
備考
-
••••

参考 法第十四条の十六第四項の規

説による

令第六条の

六の

文書に使用する。

T

			The second of th			
,				昭和	年月	ш
					県税事務所長	
名 澱					凩	谷
衰務者)の護渡担	保財産の物	6 它終裝點	たった。	題人の護	例金額のうち、下言	己の金額を納付し
なりましたので	* \$\frac{1}{2} \text{(\$\frac{1}{2}\$)}	四人)の規	政まいし	TOTAL CITY	V	
ア		:				The charge of th
<u>%</u>	,					
税額	中聲 學 是	延滞。	額	加算金額	延滞加算金額	滞納処分費
Œ		法律による	金額	正		法律による金額
			丑_		H	
	T%	法律による	金額			法律による金額
	}_		<u></u> 国	}	J	
当)の滞納金額 すべき金額	巻	1	1	現	約 付 (納入湯所
Œ	昭和	年	月	Ш	鳥取県金庫又	は郵便局
護 選 担保権者の物的納税責任を負う根拠規定						
	 譲渡担保権者住(居)所住(居)所民 充(特別微収義落者)の譲渡担しなければならないこととなりましたので約、税 者 住(居)所 に (日)所 に (日)所 に (日) 所 に (日) に	譲渡担保権者 住 (居) 所 氏 名 殿 下記の納税者 (特別徴収義務者) の譲渡担保財産の作しなければならないこととなりましたので、約付 (約 付 (用) 所 税 者 住 (用) 所 年度 税 目 納期限 税 領 音 促 年度 税 目 納期限 税 領 手数料 円 円割	名 数 5 mm 2		名 施 で は せ せ せ せ せ せ せ せ せ せ せ せ せ せ せ せ せ せ	昭和 年 月 日 原税事務所長名 服和 年 月 県税事務所長 大

昭和35年9月5日 月曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第31号 26 第九号様式 特別徵収 裁 務 者 稍 税 者 帶納金額 仮年受 淮 差押財産 資 士 氏 名 殿 下記のとおり財産を差し押えました。
下記のとおり財産を差し押えました。
あなたがこの差押財産に有している仮登記(鉄)は、地方税法第十四条の十七第一項の規定に該当しますので、に基く本登記(鉄)がされても差押の効力は失われません。
地方税法第十四条の十七第二項の規定により通知します。 4 年度 仮登記 (錄) 権利者 住 (居) 所 (名称、数量、 記月番 冊 滞納処分費」 銀甲品 田 \mathbb{H} 住(居)所 税 Ш Ш 性質及び所在) 砂 欄に掲げた金額は、 悶 納期限 떰 域 揿 併 担保の目的でされた仮登記 繈 (線) H の通知書作成の日までのものです。 | Y | 2年 | 金 領 | 子数数 | 近 滞 金 領 | 円|法律による金領 | 円 併 田 法律による金額 田 Ш (錄) 財産差押通知書 盤 加算金額 全額 延滞加算金額 円)法律による金額 域 昭和 **法律による**金額 맨 県税事務所長 (線) 併 拟 滞納処分費 法律による金額 法律による金額 Ш 4 Ш 脢 仮登記 矽]田[Œ 声 哥 舗 (線) 淅

月曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第31号

童	台野		荗		譲渡	登.	金点	密	畿	(特別	慦	_		能	窸
妣	宋 / A	護員			粗保				年度	少學	税	で記の		約住	
		名巻・	営		護波担保権者から徴収すべき金額				热	(特別徵収義務者)	桝	下記のとおり、	凩	州 河	- I
		数量·	規		う徴収る					田	住(,
		名称・数量・性質及び所在			からい				納期限	经	(周) 所	護	松		
		N所在	京 —	迅_	額				焼	Emellin Emilian de		からな	璎		善
				昭和	绺			田	鑕			なたの			方税法
				1.3	全				齊 手数料			滯約金			第十四
				年	(強		法律	円法律	型型			額を建			然の七
					7) 0		法律による金額	円法律による金額	語 帶 金			収する			べの規
				Э	遊		金額田	金額円	会 額			42			世によ
					阅				加算金		-	1 * 1	県税		地方税法第十四条の十八の規定による衡収通知書
							斑	田洪				たから	県税事務所長	昭和	通知書
				鳥取り	-14		法律による金額	円法律による金額	延滯加算金			通知し	東田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		
				鳥取県金庫又は郵便局			5金額	5金額 F	1算金			*	21,	併	
				又は悪	(発	}	出	円 法律	艪						u
				題問	5		法律による金額	法律による金額	帶納処分				2∕2	. ш	
					場所	}	金額 四	金額円	費						
									備						
						}			掀						1

昭和35年9月5日 月曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第31号 28 徧 鰕 型 出 批 淅 症 滛 屎 퓛 \odot \mathfrak{D} 名称・数量・性質及び所在 「湍約処分費」欄に掲げた金額は、この告知書作成の日までのものとする。 この金額を、この約付(約入)告知書を発した日から十日を経過した日までに完約されないときは、地方税法第十四条の十八第三項の規定により、あなたを第二次約税義務者とみなして、護夢担保財産につき滞納処分をします。 用紙寸法は、日本標準規格B列5とずる。

11

31	昭和35年9月5日		月曜日	鳥	取り	- 公			第31+	
	(納、税 者 又 t) (特別衡収義務。				昭和	昭和年	特別衡収義務者	納税者又は		第十一号様式の二
	、はの氏名の 院者の又は名数) 暇				年 月	月日月	氏名(名称)	住所(所在地)	鳗	-
	εκ				ш	日申請のあつた徴収猶予(の期間延長)については、承認できませんから通知します。			以 獨 子 (期	
				·		猶予(の 期間延县			問延長)不	
			洄			三) たついては、			承認通	
		用	県税事務所長			承認できません			知書	
		2 名 图				から通知します。				

第	地			un common de la co	鍍	政	4	(期	間延	灵	通知	毒				
約 税	当又は	往	児											A DESCRIPTION OF THE PERSON OF		
特別衡	特別衡収義務者	A	缢													L
年期(期)	期(月)別 納	約期退	税	III	税額	産業金		齊 本 定	中心區 中心區	方を中省を会会を		重産な	語 今 必 必 必 必		施	
					E					1						1 1
					-		1		-							1 1
	Я	日殿	Л	日頭	J	m		月	田殿	П	日短	J	日限	Л	景	1
分泌		迅		田					_ I		_Ъ		I		正	
	To the second se	盐		籴	The state of the s	老	And the second second			绺	热	_	庲	帽		\succ
翘	種	類	治		数	量価	格		住			严		機業	凩	
描架																1 1
登記書	書類等の	昭和	角	H_	ш	右提出場所	場所		県税	具 税事務所		その 他必要事項			-	1 1
** 0記T	上記のとおり(納利担/	深を条	手とし	の海	(納税担保を条件として) 地方税法第	坐		⊅規定は	こより着	数収を数) 全	の規定により徴収を猶予(の期間延長)をしましたから通知し	見をし	ました	Ġ,
	昭哲	年		川	Ш											
/後 元	税 者 又 はの氏名又は名称) 川衡収義務者	はなるが、日の本に	名叉は	· 伦 蓉)				翜			河	県税事務所長	听			谷

(巻) 記報	上記	登記書類2 提出年月	担货	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			交後			年馬	差押財産の表示	特別衡収義務者	巻 克	谣
	上記のとおり 長)をしまし	事類等 年 月	· · · · ·	<u>1</u>	<u> </u>	-	¥ 	_	<u> </u>	度 期	が産の	靠小孩	琳	
品	√ .	□ 0 		種			月			期(月)別	機	逐落者	X It	加
がかり	郷から掘る	昭和			描	_正	日殿		<u> </u>	Processor and the same of the		田	弁	
はの氏名叉は名称)	(一件		類			Э			納期淚		26	熈	
は名	をといまれずず	711		凿		迅	日殿			統				THE REAL PROPERTY AND ADDRESS OF THE PERTY ADDRESS OF THE PERTY ADDRESS OF THE PERTY AND ADDRESS OF THE PERTY ADDR
	コプロ	Л				ш_				Ш				A 100 CO
猳		ш		Ш	采		ЛП	$\frac{1}{1}$	<u> </u>	统				more passed as passed on
Ī	地方形口	拓提出 郷 別		-		Œ	岡		圕	盤				磁
	送第	出足		数			Л	1	_					亩
	十五。			画		迅	四殿		Œ	延滯金				0
	その丑	洞		倉	老		Я			魯崇				小腿
	.の規	県税事 務 所		格	7	迅	日殿		Ш	會 學 學 學 學 學				(独
	で に に	所		14%			H			神 神 中 心 原 中 小 原 中				噩
洏	6	そ必要。		并			_		垣	古金				淵
県税事務所長	帶納魚	その他 必要事項			戀		湿			不可事事を				埂)
新長	で で で						月			画庫				通知
展	2			用	党	围	景		压	る加金				<u></u>
	対産の	-			宋		田	İ		一 治 治 治 治 者 者				
	換角			鞭		正	日殿		压	密費				
	を置			継	門		E							
经	地方税法第十五条の五の規定により、滯納処分による財産の換価を獨予(の期間延日)			凩		迅	日际	_ -	1					
9	期間,				>		Л			艦				
	篇			2/1		Œ	日景			風				

(約時別	がなった	その他 必要事項	単の単位		改進		平			徭	一
税者又は別徴収義務者	なお上記金額	を 会 注 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	新 一		当初猶予した総領		芝 期(月)別	į	住	坦	第十一号様式の三
活の氏行	がするかななかな年) H		Ξ			別約期限		框		111
の氏名又は名称	A.2 Mark - そのMark 4 2 H B D C 6 9 医火煙 7 名 以 9 任 フ ま フ に から 単元 フ ま り に から 単元 フ ま り に から で 大き 上記 金箔 を す み そ か に 約 め C 下 さ い。 昭石 年 月 日				内分納済)		K		
() 殿	日の大学の	<u>}</u>		正	済額		Ш	1		後	
	o を 受 支				差引取		帮		7	员	
	بر جر جر	ă	į.	玉	消額	J	-		囲	圝	
	i i	7		脚	艦	J		窳	平	4	
i	# 7 2	t - -					督 手数料			取消	
	の周辺に						延 加算金	4		通通	
県税事 務 所長	94	7					過少申告 須 第 金	-1 1	用	知	
展						 I		1 1	名	串	
		:						0	74		
.11.							重加算金		始		
2000年							海 湾 谷		終		

1, 1,

昭和35年9月5日

第十三号様式 区分 徭 **쁢 納 金 額** 帶統者 差押財産の表示 に納税義務を完添して下さい。 上記の取扱は処分の停止により納税の資力の回復に猶予期間を与えたものであるから、資力の回復に努め一日も早く自主的 上記の濡納金額につき地方税法第十五条の七の規定を適要し濡納処分の執行を停止する。 /約 税 者 又 はの氏名又は名称) (特別徴収穀務者の氏名又は名称) 年度 氏名叉は名称 住所又は居所 期(月)別 約期限 抵 Ш 艦 Ш 慾 搲 額 田 总 延滯金円 B 事 事数型 円 0 ų. 海 湖 第 金 田 具税事務所長 F 涶 Æ 产 蛐 画解 語 登 西 西 13/2 亞 崺 瞅

に75歳3して下され。 昭和 年 納 税 者 又 は で (特別)徴収義発者で	地方税	金額	網 統		区分 — 年		差押財	5 始		磘
時間を開発を表現の表別を表現の表別を表現の表別を表現の表別を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	後と				無	1	産の	天名又	生所又	华
年の氏名	地方税法第十五条の六第一項の規定により、上記換価の猶予を取り消したので、同条第二項の規定により通知しますから直でに会論してより、				期(月)別		表表	氏名叉は名称	住所又は居所	
年月の氏名叉は名称	第一項の携				初期限					
) 田	定により				虎皿					換
	F				整	-				宜
	被重			正	額					資
	の猶予を			迅	延滯金			The state of the s		4
	取り消し			Œ	督 手数料	鲻			-	0
	たのか		7		一 延 糖 加算金	#		A STATE OF THE STA		读
県税組					能分配 拉拉					瓮
具税事務所長	※第二項			IB	過少申告 加 算 金	1				嵐
用	質の規定				不可申算	0				知
	25		-	E	計会重算					壨
)通知			I	柱金					
谷	しますか			Œ	語 処分費					
	で両				岩					

37	昭和35年9月5日	月曜日	息	取	県	公	報	(号外)	第31号
J/	日日十日しして十一//コンロ	/JPE 📮	wy	- 1	ント	-	i r		7,001 3

				納	税	義	矜	3 1	FJ	滅	通	知	書						
滯	納	者											腔	和	年	Ē.	月		Ħ
	住()		沂									県和	总事務	所長	Ę				
]	天				4	名	殿					氏					名	(II)
	\$7	なたの	の下	記徵	如公金	シに-	つい	てし	t ,	納稅	義務	が消	肖滅し	まし	たか	ら	通り	印し	ま
	す。																		***************************************
	年度	税	目	納	期限	税	nyı	督 手数		延金	滯額	1	算金名		算金額	額:	処分		備考
滯							FG			る金	F		Ρ.	る		円る	金额	領円	
納	J		~~~			~~~	-			法律る金	によ額円		· · · · ·	法行る金	津に、金額	よる。円分	を を 金 る る る る る る る る る る る る る る る る る	買用	~~~
徵																			
収																			
金.																			
																			į
Etts																			
備																			
考																			

昭和35年9月5日 月曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第31号 36 区分 帶級金額 帶納者 第十三号様式の二 舥 年度 上記の滯納金額につき滯納処分の執行を停止していたが、 住所又は居所 氏名叉は名称 問 期月別 JII. 納期限 筅 Д \mathbf{III} 跟 謡 搃 Ш 燈町 延滯金円 B Ŷ F 本日これを取り消したので直もに完納して下さい。 県税事務所長 0 政 治 涶 Æ 知 # の重算 哲領因 無 然 動 分 프 掋

瞅

		浬		囲	醋		0	煟	朱		MYZADE.	AH HK	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
(注) 定 (注)		上記の襲収強予に係る衡収金についた、 異議がありません。	□>			-Allianisis positi	}_			年度 期別	的 给有人(**特別數校表]为有	14.11 CM]
平 傍 門 保証人氏名	₹	が 断番予に 素やん。								税目	引或长来	张 4.15 紫	
申 約 川 坛 欧 保証人氏名及び押印欄は、保証人自ら署名すると 足み担保では保全差組の混合における保証書は、	居 戸	家な寶	mili.				. }			热	135.1	#	
お贈り	年	収金につ					}_		Œ	暂 配 手数料	氏名(住所(采
京原	H	かって、						後律に	出法律による	高数消	(名 奖)	住所(所在地)	
記して		その担保として保証します。					}	٦٠ س		1.00	\vdash		曹
名は	Π.	アンと					}	5金 法律に。	金銭年に。				
77		て保証し	円及び				}	こよる 会 田	ול ו	-			
は、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間に		944 944	上記の			*		T1 PA	L 199	過大量少過上			碘
が観覧の	架 証	上記の記	円及び上記の法律による金額							告加算			
ある日本はより	>	者が、不同	たる金箔				}		J	金額重	-	-	
ともに、印鑑登録のある印鑑を押印ともに、印鑑登録のある印鑑を押印	凩	上記の者が不履行の場合には、	MILK				*			告加算金額 重加算金額			
, 77								数律に	が単で。	淵納友			
36,0	24	語彩名のを取けたも					. }	よる 金 田	7	分費			
	3	1900年					}			>			
	(サイや					}			計劃類要	_ 	入印紙	艮

41	昭和35	年9月5日	月睛	星日	鳥取	県 夕	報(是	外);	第31号
(摘要) この通知	(納 税 者 又 はの氏名) (特別徴収義務者の氏名)	上記のとおり、	解除した日	抽	全田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	りた保理	第 祖 宋	別御収義務	第十五号様式の三
この通知書は、関係機関に抵当権の設定の解除を嘱託する場合の添付用にも使用すること。	の氏名) 殿	保全担保を解除しましたから、通知します。 年 月 日	昭 和 年		曲		谷祭		中 所 年 担
D設定の解除を嘱託する場	県 税 事 務 所 县	から、通知します 。 日	::		臣		数量		保 解 除
場合の添付用にも使用∼	凤		•		緩継		雇政	-	通知書
すること。	200	•			展。		所		
		•			松		柏		

権 保 の 財			保全:	担保にかな	かる抵	当権設定	它通知書		ij
(E)所	特	別徵」	収義務者				昭和 :	年 月	日
氏 名 殿 氏 名 風 さきに保全担保提供命令書により命令した担保の提供がないので、下記 , のとおり、あなたの財産について抵当権を設定します。 地方税法第十六条の三第四項の規定により通知します。 担保される地方税 昭和 年 月 日以後に課される 税 税 租保 される金額 円 担保 される金額 円 抵 担 保 される 金額 円						ij.	具税事務所:	Ę	
さきに保全担保提供命令書により命令した担保の提供がないので、下記 のとおり、あなたの財産について抵当権を設定します。 地方税法第十六条の三第四項の規定により通知します。 担保される地方税 昭和 年 月 日以後に課される 税 税 担保 される 金額 円				名 殿					名 面
のとおり、あなたの財産について抵当権を設定します。 地方税法第十六条の三第四項の規定により通知します。 担保される地方税 昭和 年 月 日以後に課される 税 税 担保 される 金額 円 担保 される 金額 円 抵 当 保 の 内 財 容		-	•	命令書に	より命ぐ	合したお	• •	がないので	
地方税法第十六条の三第四項の規定により通知します。 担保される地方税						•			,
担保される地方税 昭和 年 月 日以後に課される 税 担保される金額 円								5	
担保される金額 円 担保される金額 円 版 保 の 内 財		1							
抵 当 権 の 内 財		担	保される地方税		•				
当 権 の 内 財		担	保される金額					円	
当 権 の 内 財									
章 権 保 の 内 財	批								
内 財 容	当	担							
内 財 容	-Veci								
内 財	惟	保							
容	の								
容	ı.i-ı								
	ΥŊ	財							
産	容			************					
		産							
	(1)	Δ,	合にかかる県税の	典組みご ぬ	*終1 -	- ス日目	けたかっけ	L 3-12-14	- の通知

昭和35年9月5日 月曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第31号 42

第十六号様式	
保全差押金額決定通知書	
特別徵収義務者 昭和 年 月	E
納 税 者	
住(居)所 県税事務所長	
氏 名 殿 氏	名 連
下記のとおり保全差押金額を決定しました。 地方税法第十六条の四第二項の規定により通知します。	
年度及び税目金	額
保 全 差	円
押 金	
額	
注 意 事 項	
1 この通知書交付後は、徴収金の保全のためあなたの財産を直ちにます。ただし、この通知額に相当する担保として、地方税法第十定する担保又は金銭を提供して差押をしないことを県税事務所長ることができます。	こ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
2 保全差押財産は、地方税法第十六条の四第八項の規定により、約入する徴収金額が確定するまでは、換価処分はいたしません。	内付又は納
3 差押された後において1のただし書の担保を提供されたとき、こしてから六月を経過した日までにあなたの徴収金が確定しなかっは、差押を解除します。また、あなたの資力が回復したこと、3情の変化により差押の必要がなくなつたと県税事務所長が認めに、差押を解除することがあります。	つたとざにその他の事

上記のなお過	還付する額	る路へ	充 当 个	質別の	過誤納額	第十七号様式 約 税 者 又 は 特別徴収義務者
上記のとおり、選付することとしましたから通知します。 なお過誤約金還付請求書は、当所へ送付して下さい。 昭 和 年 月 日 殿 県 税 事 務 所 長 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	五		定 遺 付 加 算 金 の 計 算 基 機 売 当 し 大 当 力 名 額 円 車 年 月 日<		番号 年度 期別 科目 納付年月日 納付額① 正当額 過誤約額 番号 年度 期別 科目 納付年月日 納付額① 田円	x式 過誤約金遠付(充当)通知書 又(A 義務者 住 所 氏 名

昭和35年9月5日 月曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第31号 44

		ţ	地方	税法第-	十六乡	条の [Ⅵの規定	官によ	る交	付要	於通 知	書			
納付	(納)	人) [義務	者				•	昭	和	年	月		B	
(権利	者等))												
	住(原	居) [折						県税	事務用	万長				
		氏				名	殿	,	J	氏		**	:	名	印
	下記の	のと	おり	、県の御	數収金	金を存	催保する	るため	、地	方税	去第十	十六条	の四	第九	項
Ø	規定は	こよ	り交	付要求	しま	した。)								
納付(納	住	(居)	所												
入者	氏		名				٠,	•							
h-4	年度	税	目	納期限	税	額	督 促 手数料	严州 3	E HA	加算 金額	延加第	滞 拿金額	滞処分	納	備考
保						円	. F.	法律にる金額	こよ 頂	F	法律	津によ 金額	る金	額	
全差								法律は	円 こよ		法征	<u>円</u> 非によ	法律		
押		~~~	~~~			~~~		る金額	質 円	~~~	る <u>ŝ</u>	È額 ←←円	る金	額 ~円	
金															
額															
25															
父付票															
安求に															
交付要求に係る財産															
)生.	執	行機	関名	í				差押益	年月I	3 F	四和	年		月	日
交付	要求生	年月	日	旧	和		年		月		日				

2⁸8

1

甩 第十八号様式 H咖 出納員 出張前引受高の欄は、 庥 戡 咖 金 H 簱 查 以 出張前記載するこ Ħ 疵 日本 Ħ \mathbb{H} 最長 強 淮 中 町 ¥ 自至 受厄 以 6 Ç, Ħ 과 門 绺 枚 戝 自至 E# 使用枚数 金 引継 用 枚 簓 自至 淮 返付枚数 枚 出納員(分任 出納員)氏名 引継 핊 * 引継年月 Ш 프

00056 月曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第31号

47 昭和35年9月5日

第十七号様式の二 付 蕭 绺 (H) 特別徴収義務者 求 額 誠 挖 上記のとおり過誤納金の還付を請求します。 笼 财件 $\Box \nearrow$ 双键 迅 代人において請求する場合は、委任状を添付して下さい。 「番号」欄は、徴税令書等の番号を記入して下さい。 Ė Title 税事務 杵 併 (③の合計額) \mathbb{H} Ĥ 熈 展 年 MII. 蓝 7分 熈 H 別 崮 税(科)目 欪 П 绺 厌 Ĥ 納付年月日 金 所名 誕 绺 立 立 盤田 淵 H 田 账 * ₩ 回田 遠付請求額 ①-@ ① ① 删 描 **(E)** Þ火

10

S.							UU	UU.	•		
49 昭和35年9月5	日 月曜	星日	鳥	取	県	公	報	(号タ	ト) ၨ	第31-	号
収入内訳	, Du	ē						が目	総	票	第十
区 分 税 総 額 今回までの 収 人 額 差引未納額				基				年度	計金額	税地	第十九号様式
	から強			· \		A visit manufacture and a visit of the visit		期(月)别			
期	及いた。弁			額				挖			
	# J		自宪					踏			
	(西村	店居 作作	延滞				延滯金			貿
	H O III	併	年年	金		,		督 手数料	旦		坟
	H.		民民	nih				加算		쑔	済
·	. □	ш	шш	算「				語金	現年度		iwi
馬政県		日分	日分	内訳				加算金川	度 • 過年度	\ 	報告
県院事 所 所	, 	山田	一一一					海 紀 分 3			畴
県税事務所県出納員 所属分任出納員		歴記 性性	距距 性性	延滞				答 板	滞納繰越		rr
	Ŧ	併品	年年	加算				=======================================	栗越		
(事務过員)	73		民民	金計				整理番号		,	
	I		шш	算内				摘			
		日分	目分	財				孆		,	

范目 第十九号様式 総計金 兛 が競響 1 併 E11 莊 两 篮 掛 金 迅 強める 期(月)別 \forall 領収い 쐺 兞 75 統 自至 自注 $\overline{}$ \mathbb{H} 用用 性性 距距 性性 至 延滞金 戸 7 뚎 ш ^{*} 雪 促手数料 年年 年年 旧 金 鳥取県 月月 月月 項柱 绺 鲜 現年度滞山加 県税事務所県出納貝 шШ $\square \square$ 内 加 所属分任出納員 禪 佣 日分 日分 過年度 筗 語処 负 自至 自至 (事務吏員) (事務吏員) 陌陌 竹竹 品田 作件 滞納繰越 淮 加 年年 年年 黨 整理番号 * 用用 月月 TINI) 四日 | 1 шш 描 乜 Ħ 日分 日分 」型

51	昭和3	5年9月5	5日 月	曜日』	鲁 取	県 公	報(号列	个)第31	号
	,			7	1				
								所	第二十号様式
_							-		十号/
						. ,		出納員	煮
								深	
_							_	邧	
								₩	
								渔	
								引受年月日	
			,					金庫	数
-					·	_			X
				i i				₩	
		,				omateur and a sales			获
								猶	纀
								海馬	5747
								14:	簿
	,				The state of the s			(分) (強	
								払込番号	
								艏	
								光	

١.													
(注)				烧			*	_		税目	総計	紫	第十九
۲۱		五	上記金			基				年度	十金額	税 地	第十九号様式 <i>外</i> 。
の領収書は五年保存して下さい。		查	額を領		-	Ĭ,			-	期(月)别			
(五年保		年	立 い		run e	額				别一税		THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	
アンち		Д	たし	自注	田田					證			
ではい。			7 7	居居 性性	田田村村	延滞				延滞金			海
	鳥取県	Ш	た。	併併	併併	₩,				督 促 手数料	且		党
	県税事 <u>務</u> 所県出納員 所属分任出納員			月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	月日日	計算				延加算 治	現年度	答	鎖
	事務所県出納員所属分任出納員			П	ш	内容				加算金	•	<u>></u>	Σ̈́
	後 量) 後 量)			日分	\					—— 籍鸟	過年度		Ħ
	(事務吏員) (事務吏員)			祖中	自注	35				分換費	•	-	14
.				田田	田田村村	延滞				Ξψ:	滞納繰越		
				中中	年年	加算					越		
					五氏	金 計				整理番号			
				шш	шш	算内				旛			
				日分	日分	俗				烟			

1)

(j)

.

月曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第31号 52 昭和35年9月5日 第二十一号様式(表面) 徭 団し、 上記金額を払込みます。 鳥取県出納員 干万 鳥取県 鳥取県事務吏員 与 県税並びに県税外収入 覎 百万 昭和 十万 赍 併 県税事務所 # H ИÞ $\ddot{\chi}$ \mathbb{H} # \mathbb{H} 年度歳人 1 叫 nep Ш +′粒 彐 艇 恒し、 上記金額を領収したので通知します。 鳥取県 県税事務 鳥取県出納員 鳥取県事務吏員 氏 十万 田和 中 県税並びに県税外収入 百万 苡 田村 4 悆 鳥取県 斉 爭 県税事務所 \mathcal{I} 涶 ИÞ Д +窋 金庫 年度歳入 $\mathbb{I}\mathbb{H}$ Ш + E 岔 **(E)** 爂 銋 恒し、 上記金額を領収しました。 鳥取県 県税事務 鳥取県出納員 鳥取県事務吏員 氏 丰万 田和 中 県税並びに県税外収入 百万 窟 四和 45 费 ₩. 鳥取県 併 県税事務所 \mathcal{I} 門 ИÞ # Д **#** 年度歳人 퍼 Tith. Ш + = Ź **a** 爂

	Į	H) (JO	ž	
,	-			**		

55	昭和35年9月5日	月曜日	鳥取	県!	公 報(号外)	第31号	
					5		月日	第二十二
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				nuh CTI	第二十二号様式
			-				#	(裏面)
		篇	份	鎌	紅	区分		
	}-	•				年月日		,
	}-	•			} <u> </u>		河	
					}	*	藩金	
	}				}		及	
	}-	-			•	猫	Ç,	
	}_				}	皿	篇	
	}					算定	誰	
	}				}	2000年	加算	
	}				}	坟 辫	金	
	}					盤		
•	}					米		
					} . _	쐞		

	1 3		糊	ă	統治	公 約	đ	登	蛇	的	řř	整 里 号	所長
京 茨	- i	著	曲				年月日		党	洪元	昭和		XIII
発位	} ;	H H	R H				税			納期限	年度		票
A									額			課 税 地	主査
4	1		-			The state of the s	以未 浴 人額		加			[Er	
									草				潽
							延滞金		供		期 (月)	TÎT	約
光钞年月日	741						加算	-	謙		张 四 ———	框	内部
7 1							金加質	Salah Karana	約処				増
		-					章 治 一海 一海		分費				淵
							分 卷費		1	<u> </u>	200	用	
			n while we can describe the contraction				収納合計額					松	
-						-	額 担当者印				車		

000**5**6 月曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第31号

57 昭和35年9月5日

第二十四号様式	樣式		,											,			1
					洄	税		鍍	垃		漏	把	畔				1
摇	中	الم	邢	昭和	平		月	ш			所:	在地			,		
						爂						細	税事	県 税事務所長	凩		
거	を始い	X	滞納処	分を	下記の者に対し滞納処分を執行せられ徴収金を送金方お願い致します。	られ後に	又金を	送金方	が願い	、致し、	4						
甲甲						ДП	单		争		納期限	延滞金			納	常路	m/t
月)别	范		热	篮	区分 :	基本額	期間	法第条 期間第 項に よる滅額	条に額金	盤	會定状発 付年月日	発 延 滞 加算金		課税地	住所又 は居所	氏名なの数を発	又称
									-			-					
									7								
														•		M	
											, ——— }	}	}	.	}	}	}
	}	}	}	}	}		. {	}	}								
											,						
											-						1

昭和35年9月5日 月曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第31号 56 所更 第二十三号様式、 引継及び保管 出納員 更 受 見 滞納者の 住所氏名 差描えた 酸収金の 合 計 額 풒 差 押 年月日 描 型 格 科 質 差押物件の引継 油 数量 年月日 粪 曲 差押物件の払出 ⊞ 数量 鄭 受領者の 住所氏名 (処理) 取扱者 描 烟

月曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第31号

17

74

第二十六号様式 送達すべき書類 Ħ 者の申出があればいつでも御渡しします。 艦 があったものとみなします。 上記書類を受領されないときは、 下記書類は、通常の方法では送達不能であるので、 盄 ′位 宀 菸 Д 田村 Ø 併 Д 宗 送 日をもつて、 強 当県税事務所に保管してあります。書類の名あて人又はその関係 Pγ 鳥取県 娰 类 F 地方税法第二十条の二第三項の規定により書類の送達 Ŋ >, 強 洄 124 充 琳 # 0 務 Ĥ 严 所、氏 瓜 沒 =

59 昭和35年9月5日

		}		Ħ	}					
(#)		}		 及		구 問			型	選
※ 十 世		}		別(月)かり		1870		洄	哲	
。 は最初的では、 はは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		}		77) 滞納に		具税事務	年	中
中企士		}	_ _	 		かか		凝		
九 距 阳	. •	}		Ž.		る徴収金		所長삃	Д	
¥ #	-	}		至		がある。		XI.F		
が無明日		}		经	穄	下記のとおり滞納にかかる徴収金を引継ぎします。			Ш	鍛
9年 次田		}		蓉	付書	o	洄			垃
きまる		}		 校	類		1. 税事	·		<u> </u>
		}		 数	THE STATE OF THE S		務所			
		}		(元佳州)	課税地		斤長 氏			森
		}			 H		ZII			
.		}			Ť		. •			籬
		}		3	뀌					-
		}		112-011	祥 姓					
		}) Z	游线 地 开 父		名画			
		}		 į	薩					
		}			俎					

役員	州 国	作	集集	94×	務所7	#									표	継川
	孁		}		· *		坌	•		•	•		•	•		,
at 1 annual or water 1.1.	松	,	}_		压		終									5号様
	住						所 在 地	•	•	•	•	•	•	•	青申	第二十七号様式その一(表)
	用 用		-			日以井	開開設	転出		是 類 之	<u>CJ</u>	決議	開業	設立		
	绍		}						金	/ 	合併本	解散		7	回器	
Na	<u> </u>	-	}=				盤								族係	
要					-		従業		,				100 PM	関や数 市々/企 に 13		法人
							者数						年月日	埋埋	代表	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			=			•	lml:						事曲曲	要	据 各合	
			-			•	第務所数又					種目	種類	4	法人名	広番 人号
			}-				事務所数又は固定資産の価額					Im	<u> </u>	継	盆	
			, }-			•	産の価額	,						内容		

61	昭和35年9月5日	月曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)	第31号
			سريس		-				

2	Ž.	K	悱	 			汽		田	L		海		法番
•	•			•			•					中	#	人中
•	•	-		•		•	•	,	•	•		展	継	
県分	総額	調定	県分	総額	淵定	県分	総額	調定	県分	総額	調定		4	
		丰	-		年			年			一年	課税標 準税標	丑	法人名
		Д П			月日		也	Э		也	Д	標税額	中間申告	
		十年			年			日年			日年	国 課税標 準	確	
		Я			甩		型	Я		也	Я	源 党	確定申告	
		日年		:	甲年			日年			日年	税額 課税標	<u> </u>	
		5 月			Я		也.	_		型	1.2	薬が	修正申告	決 算 期
		F E									Ш	税額 課税標	再	
_		年月			年月			年月		型	年月	光標 8	修	
		ш			Ш	-	<u>G1</u>	Ш			П	税額 薬	正更	
		年月			年月			年月			年月	課税標	更正・そ	
		Ш			Ш		乜	ш		77.	П	超過	決定	
		年月			年月			年月			年月	税額 課税標	再更	
וונראלי.	ml=>-	Ш	Time Section 1	Semi ->	Ш	Time Code	拉	П	Tinh Code	拉	Ш	税額	Ħ	
i-7#7	(多)打	上編	決計	多更	中確	決計	·客更	東士	***	修更	中海	775		
lee l	٠.,			, ₁₄ ,								#		
	崗	K	H	逼	K							加季	Ŗ	
				:								¥		
		·		٠	A to the state of							年月日	申告是認	
						***************************************						3		
												×	4	